

ボディーワークにおける倫理をめぐって

北海道工業大学
葛西俊治*

"On Ethics in Psychosomatic Bodywork"
Hokkaido Institute of Technology Toshiharu Kasai

はじめに

1983年、カール・ロジャーズが来日した際に開かれた人間性心理学会主催のワークショップにおいて、私はナタリー・ロジャーズ(N.ロジャーズ, 2000)のワークとともに竹内敏晴氏によるレッスン(竹内敏晴, 1975, 1990)を初めて体験しました。いわゆる「ボディーワーク body work」と呼ばれる領域へ足を踏み入れる大きなきっかけとなったものです。それまで培ってきた自分の研究領域を捨て去ることになるほどの衝撃を受けた私は、竹内レッスンを体験的に深めていくための場を仲間と始めるとともに、そうした身体的ワークとその理論的背景を探るべく、野口体操(野口三千三, 1972, 1977)、バイオエナジェティックス(A.ローウェン・L.ローウェン, 1985; A.ローウェン, 1994)、アレクサンダー・テクニク(W.パーロウ, 1989; D.キャプラン, 2000)、ニューカウンセリング(伊東博, 1983, 1999)などさまざまなボディーワークと出会っていくこととなりました。

そうした中で「倫理」という言葉と関連するような問題も感じてきました。例えば、ボディーワークの中では当然のように起きる「触れること」をどのように考えたらよいか、身体的に関わっていくときの「ただしさ」をどう捉えるか、などがありました。そして、さまざまなワークを体験するうちに自らの心身の内実に深く分け入っていきたいという切迫感と衝動に駆り立てられるようになり、1988年、暗黒舞踏(Butoh dance)の世界に飛び込み、舞踏一座の踊り手として裸体に白塗りをほどこして舞台上に立つこととなりました。国内・海外でのそうした舞踏体験を元にして、1995年頃から「ボディラーニン

グ body-learning(身体的学習)」(葛西, 1991, 1992)そして「舞踏ダンスメソッド Butoh Dance Method」(Kasai, 1999; Kasai, 2000; Kasai & Takeuchi, 2001; 葛西 & 竹内, 2002; Kasai & Parsons, 2003)と呼ぶ心身探求のアプローチを組み立て、「ダンスセラピー dance therapy」の領域において探求と実践を行ってきました。海外でのワークショップ指導アメリカ(1998, 2000, 2001)、カナダ(2000)、ドイツ(1999)、ポーランド(1999, 2001)、ウクライナ(1998)、ロシア(1993, 1998)および、精神科ディケアでの「ダンスセラピー」や「リラクゼーション」[注1]の指導を継続して今日に至っています。以下ではボディーワークにおける倫理をめぐって議論を進めていきますが、その際の内容は、既存のボディーワークの影響を受けながらも「舞踏ダンスメソッド」として独自に展開してきたアプローチの視点からの考察であることをあらかじめお断りしておきます。

ボディーワークにおける「理=ただしさ」と「正しさ」

いわゆる「ボディーワーク」にはさまざまな考え方とアプローチが含まれているため、ここでは単に「身体的な関与に基づく心身療法」として捉えることにします。また「心身」、「こころとからだ」という対比は、「こころ」対「からだ」といった二項対比を意味するのではなく、「心=身」ないしは「こころ=からだ」という連辞を表しています。そのため、マッサージやカイロプラクティックなどの身体的技法や手技によっても、筋緊張からの解放やすっきりと軸の通った身体を体験することを通じて、心理的な安心感や解放感が得られることがあります。また、野口体操やアレクサンダー・テクニクなどに

において、身体的な体験と身体的な変化がときにはその人の生き様を大きく変容させるほどの拡がりをもつことも考えられます。たとえば、一見ただ立っているだけに見えたとしても、本人自身は足の裏から上へとぶら上がった身体のしなやかさと豊かさ、足の裏の圧力を通じて感覚された地球の中心へと至る実質のたくましさを通じて、身体や世界における「理(ただ)しさ」(理にかなったという意味でのただしさ)に圧倒されるといった体験をもつこともあるのです。

このように、本人が自らの身体と関わり合っていくとき、そこにはさしあたり他者との関係性の問題は立ち現れてきません。一つ一つの姿勢や動作の中で、運動と制御についての「機能(美)」としての「理=ただしさ」が探索されていくだけだからです。ケガや病気や障害などによって身体的機能が十分でなかったとしても、そうして探り当てられていく動作は、本人にとっての身体的制限の中で実現されたものとして、それなりに効果のないし効率的な「理(ただ)しい」動きであると考えられるのです。また、長年の生活習慣や職業的動作が筋肉の付き方や柔軟性などの身体面へ及ぼす影響には計り知れないものがあり、一見して「誤っている・歪んでいる」などと見なされがちな動きであったとしても、そのときの状態なりの妥当性をもつ「理(ただ)しい」動き方であると考えられることができます。

このような意味での「理(ただ)しさ」をここで特に強調するのには理由があります。それは、個々人のその時々における「理(ただ)しさ」という事柄が、身体の解剖学的構造に基づくところの標準的な「正しい姿勢」や「正しい動き方」と対比され、しばしば否定的に扱われる傾向があるためです。筆者はかつてあるボディーワークの中で「...あなたは左足で立てていない」と指摘されたことがありました。それは本人も自覚していることではありましたが、そうした指摘の正しさに納得するよりも、個人の身体的な問題をぶっきらぼうに指摘されたことへの怒りがこみ上げてきました。指摘した人に悪意はなかったと思われませんが、私には身体的な理由に基づいた侮辱に聞こえたのでした。私にとって「左足で立てない」ことは、半世紀以上の生活履歴の中で「理(ただ)しい」姿勢となっていたのです。交通事故やケガや病気、また身体の使い方の問題によって、左股関節、腰椎、右膝関節のトラブル、首の右傾、左目視力低下による右目優先など、長年生きているうちにいろいろな故障があるものです。そうした事柄が少し

ずつ積み重なり、その結果として左足にあまり体重をかけない立ち方になっていたのです。そのため、そうした身体としてのあり方が受け入れられ舞い踊ることができる「暗黒舞踏」という世界の深さに魅せられていくことにもなりました。私の立ち方は標準的な「正しい」立ち方から見るとやや右に偏っていたかもしれませんが、身体的に与えられたその時々 of 制限の中でたどり着いたそれなりに安定した立ち方だったはずで、そうしたことへの気づきや配慮も示すことなく、舞踏家としてそれなりに機能していた私の左足に対してふいに審判的な評価がなされたのです。結果としての姿勢だけが取りあげられたことに啞然としつつ、そうした無礼に強い憤りを覚えたのでした。

「身体的療法としてのボディーワーク」の場では、こうした行き違いが頻繁に起きています。その理由は二つあります。第一に、その時々における現実の姿勢や動作の「理(ただ)しさ」を認識することよりも、解剖学的ないし筋肉骨格的標準についての知識を「正しさ」の基準とする傾向が強いこと。第二に、「こころとからだ」として生きているはずの人間が、解剖学的な「身体」という側面によってのみ捉えられ、「こころ」をもつ存在だということが見落とされることです。こうした傾向は、ボディーワークを「身体療法」としてのみ捉え、「こころとからだ」という全体性への視点を原理的に欠いている療法や技法に特徴的なこととなっています。

・「正しさ」に基づくボディーワークの問題

「こころとからだ」といった人間の全体性に焦点づけしていないボディーワークは、主に身体的な「正しさ」を追求するものと考えられます。マッサージやカイロプラクティックなどの身体療法は、肩や腰や首などの身体的な部位を対象にして行われるものであり、「こころとからだ」という人としてのあり方全体への関与を原理的に含まないものです。不調や不安を訴える本人の声に耳を傾けることは自然なことですが、そうした声はアプローチの主たる対象ではなく、対象となっているのは解剖学的生理学的な「身体」であり、問題となっている身体部位を「正す」ことが主な目的となっています。

ところで、医療の世界で唱えられている「インフォームド・コンセント informed consent」とは、患者に「病状を説明して介入の方法や内容についての同意を得ること」と解釈されます。その主旨は、本人の心理的な安心感に寄与する

というよりも、自己決定権を持つ患者本人との医療上の契約ということにあります。こうしたインフォームド・コンセントによって、専門家による身体的な介入の意味や理由がよく理解できるようになりますが、それでもどこか釈然としないものが残ることがあります。それは、医療という世界では「からだ」だけが対象とされ、「こころとからだ」から成るはずの「私」の「こころ」という側面が置き去りにされているらしいという不安や怯えから立ち上ってくるのです。身体についての専門的知識や技能あるいはそうした資格をもつ専門家による介入は正当であるという「正しさ」は一見すると妥当のように見えますが、「こころとからだ」という全体性によって成り立つはずの「私」が、それによって分断ないし解体されるといった恐れ、あるいは自分という存在が解剖学的ないし生理学的な「モノ」として観察されることへの疑念といきどおりが呼び起こされてきます。

こうした不安や疑念を考察していくと、おおよそ次のような問題が見えてきます。1)専門性に関する「パターナリズム paternalism」及びそれと対比される「自己決定権」の問題、2)「こころとからだ」を丸ごと扱わないという「心身分断」といった問題、さらに、3)人間を眺めていくときの基本的な四つの次元「身体・心理・社会・実存」うち「身体」のみが焦点付けられ、残りの三つの次元「心理・社会・実存」への関心の低さ、ということです。

パターナリズム vs 自己決定権

ここでいうパターナリズムとは「家父長的」という意味に由来し、「カラダの問題は(年長で権威ある)専門家やエライ人に任せておけば良い」という考え方です。また、それと対比される「自己決定権」とは「本人のことは本人がどうするか決める」という考え方を指しています。自分自身の身体については本人が決定するのが自然だと思われそうですが、多くの場合、専門家の専門性と説得力の前には、専門家ではない本人による疑念や自己決定は愚かしいこととして見下されがちです。実際、自らの専門性に自信と使命とを感じている専門家にとってみれば、無知な素人による自己決定はかえって危険だとすら感じることもあるでしょう。しかし、「自己主張訓練 self assertiveness training」の理論的根拠として知られているように、専門家による介入を自らの判断によって受容ないし拒否するといった「自己決定という権利」は、憲法上、思想信条の自由が認められていることに由来し

ています。専門性や地位の有無にかかわらず理由を示さずに「ノーと言う権利」、そして、専門家によってときには「愚行」として反対されるような反応や行為を敢えて選び取るという意味での「愚行権」として、人は自己決定する権利をもっていることを明記しておきたいと思えます。なお、「愚行」という言葉を用いましたが、素人であることを自ら揶揄しつつ、そうしたことで法的な正統性があることを強調する表現となっています。実際、いわゆる「専門家」による判断や介入が常に正しいわけでもないことを示す例(誤診、施術ミスなど)をしばしば見聞きしてみると、素人による判断が必ずしも「愚行」には当たらない状況も少なくないものと思われれます。そうした場合、自己決定権は人としての尊厳の証となるだけではなく、専門家による誤った行いから逃れ自らを守るための方途として、専門家によるパターナリズムに対抗する根拠となっています。

たとえば、身体的療法の専門家によってしばしば用いられる「身体が傾いている」「歪んでいる」といった言説についても、それが筋肉骨格的に「正しい」専門的な指摘だったとしてもあくまでも一つの参考意見ということであり、本人のその時々での身体的な「理(ただ)しさ」との兼ね合いの中で自らが選択し決定していくことなのです。

「リラクセーション」のレッスンにおける問題

ここで、一般的に「リラクセーション」のレッスンと呼ばれている場面での身体的関与を例にとってみます。医者や心理士の人やその他ボディワークを実施する人によって「リラクセーションのレッスンを<された>」「<からだの力が抜けない>と言われた」と訴える人たちとしばしば出会うのですが、こうした訴えには重要な問題が隠されています。

これまでの筆者による研究に基づけば、「腕のぶら下げ」と呼ばれる簡単な脱力課題ですら直ちに実現できない人が 80-90%に上ること(葛西 & Zaluchyonova,1996a: 葛西,1996b)、つまり、脱力できないことの方が普通であるため、「リラクセーションできない」と単に批判するのは妥当とは言えない状況となっています。また、そうした指摘をされると緊張状態をかえって促進させかねないため、レッスンではそうした形での指摘を避けることが道理となっています。さらに、リラクセーションはあくまでも「しないこと undoing」という「状況」であるのに対して、「すること doing」という「行為」が筋緊張を増

大させるという関係にある以上、「リラクゼーションを<させられた>」といった使役的な関わり方では、リラクゼーションを導き出すことが原理的に困難と考えられます。また、そういった関わり方の場合、「対象部位の心理的切断」現象「...腕は私のものではないから...力は入らない」とする心理的対処方法（葛西,1994）が誘導された可能性が極めて高いものと思われます。もしもそうだとすると、そのレッスンはリラクゼーションとは無縁の「脱力の強要」に陥っていた可能性が浮上してきます。さらに、「からだの力が抜けない」という指摘が妥当だとしても、そうした反応が本人の一般的傾向であるのか、それともリラクゼーションの指導を現に担当している人のあり方や関わり方に問題があるために「緊張を緩められる状況にない」のかを見極める必要があります。

「リラクゼーション」ということを目的として、身体的なアプローチとそれによる身体的な変化にのみ集中していくと、身体的変化とともに起きているはずの心理レベル・社会(人間関係)レベル・実存レベルでの変化への対応がなごりになりがちです。リラクゼーションとは筋緊張の弛緩という身体的な事柄だけではなく、「安心する」「安らぐ」という「心理」次元、指導する側とされる側の社会的役割関係、そうしたレッスンが行われる場の社会的位置づけなどの「社会」次元、さらには、「...できなくともいいんだよ」といった逆説的な関与のように、リラクゼーションといった課題を超越して丸ごと相手を受け入れるといった「実存」次元など、多層にわたる関与と配慮が必要であるテーマであることを強調しておきたいと思えます。

しかし、筆者が体験し見聞きした範囲で述べるならば、リラクゼーションについてのこうした認識が行き渡っていないのが実状と言わざるを得ません。このため、リラクゼーションやボディワークの「専門家」による指導や指摘が適切ではないかもしれないといった疑念には、残念ながらそれなりの妥当性があることとなります。したがって、身体的な介入に際しての「パターンリズム」(専門家に任せておきなさい...)が信用されない事態も考えられるのです。このため、「今はリラクゼーションのワークはしたくない」「しないでください」「しません」といった本人による「自己決定」や、あるいは「ふれられる」身体部位や「ふれ方」の強さや度合いなどに関しての「選択」とそうした意思表示の重要性は、指導する側される側の双方にとって大きな意味をもつこととなるのです。

最近、学校で教えられることに至った「からだほぐし」についても同様の状況が指摘されます。竹内敏晴レッスンに由来する「からだほぐし」(竹内氏は近年「ゆらし」と呼んでいる)の意義が広く世の中に認められたという意味では画期的ことですが、学校での実施には次のような問題がつきまといまいます。第一に、指導する側の専門性の低さの問題、第二に、対象となる児童は指導する大人に対して「ノーという権利」を行使しにくい学校制度の中での実施という問題です(葛西,2002)。

「からだほぐし」は、一定の方法によって行う身体技法というだけではなく、そうした身体的関わりを通じて「安らぎ」や共感性を育てていく全人的なプロセスだと考えられますが、そうした理解に到達するところまで指導者側が十分に養成される体制になっていないこと、その場合、教師が児童の腕や脚を揺らしたりすることによってリラクゼーションを実現することはそれほど容易ではなく、ときには「身体の心理的切断」現象を招く可能性が大きいといえます。最悪の場合、リラクゼーションとは似ても似つかない身体的支配と服従という一種の「人身御供」状態を作り出しかねません。というのは、学校は生徒の自己決定権を元にして運営されているわけではなく、そのため、教師と生徒という社会的地位の格差、年齢的身体的格差によって「ノーという権利」が保証されないという構造上の問題があるのです。こうした問題点への配慮もなく実施しようとする、本来の意図とはかけ離れ、「ふれること」がもつ「暴力性」「侵害」という側面が浮上してくる可能性が考えられるのです。

・「ふれること」と「ふれないこと」

人が人にふれていくとき、そこには二種類の「ふれかた」があると考えられます。明確に二分されるということではありませんが、とりあえずこうした観点から議論を進めていくことにします。「ふれかた」の一つは、相手を物的な存在としてみなしてモノとしての身体に触れる場合であり、もう一つは、相手を「こころとからだ」という両義的な存在とみなしてふれる場合です。前者の「ふれかた」を以下、「接触」「触れる」といったように漢字表記して、後者の「ふれかた」と区別しておくことにします。比喩的な言い方をすれば、前者は「身体に触れること」であり、後者は「こころにふれること」となると思われます。

そうしてみると、マッサージや身体的調整のために「触れる」とき、そうした職業的な理由での身体的接触、すなわち、身体的には「触れている」けれども、人間関係という次元では相手に「ふれない」という接触であることが暗黙のうちに想定されているものと考えられます。こうした身体接触をここで「職能的身体接触」と呼ぶことにします。職業上あるいは技能上必要とする身体接触、という意味です。その場合、触れていく専門家がそうした認識をもつだけではなく、触れられる側もそのように了解しているのでなければなりません。すなわち、「職能的身体接触」は、「身体に触れるけれども、ここにはふれない」という相互的な役割取得(role-taking)が前提となっているのです。ここでは、「こことからだ」という全体性は意図的に捨て去られ、「身体」という対象物を媒介として二者が関与するという構造になっています。身体的な技法や手技によって「身体」のみがアプローチの対象とされるとき、二者はともに「役割人格」としてのみ関係するという「自己疎外」に入ることになります。このような設定を前提として「職能的身体接触」という二者関係がはじめて実現されることになります。

ところで、こうした二者関係の対極にあるのが「ふれあい」という関係と考えられます。手を握ることや肩に手を置くこと、あるいは抱き合うといった身体的な接触が、しばしば、優しさや愛情や慰めなど、「ここにふれる」こととして相互に了解されることがあります。こうした関係の中で人は安らぎ、深く癒されていくものと考えられます。そうした「ここへのふれあい」を指向するボディーワークは、身体的な関わりという体験を基本として、「身体・心理・社会・実存」という四つの次元全体に働きかけるものと考えられるのです。人として生きていくことの意味を思い(実存レベル)、人との関わりや社会的状況(社会レベル)の中で、さまざまな思いを(心理レベル)もって生活している「私」ということが、そうした交流の中であらためて深まっていくのです。

しかし、それにしても、お互いの認識が一致しなければ、そうした「ふれあい」関係にしても「職能的接触」関係にしても成立しないと思われませんが、そうした二つ関係はどのようにして判別され了解されるのでしょうか。実は、ボディーワークの構造を考えていく際、このことがもっとも大きな問題として浮上してきます。というのは、「ふれること」をめぐる関係のあり方について、ふれる側とふれられる側の認識が

一致するという原理的な保証はどこにも見いだせないのです。なぜなら、「ふれる」ことは常に「ここ」「からだ」の双方に働きかける両義的な営みであるため、その都度の「ふれる」ことがどんな意図や理由で成されたかという解釈は、さしあたり個々人に委ねられていることだからなのです。

ここで、セラピストとクライアントという言葉を使うことにして、例えば、セラピストが「職能的」な理由でクライアントに触れたとしても、クライアント側では「優しさ」「友情」「愛情」「性愛」などの理由でセラピストが触れてきたのだと感じたり解釈したりする余地が常にあります。すると、クライアント側は「ここへのふれあい」関係と感じて、「優しさ・友情…」などを受け入れるということもあるでしょう。こうした行き違いは、精神分析の用語を借りれば「感情転移 transference」と呼ばれるかもしれませんが、しかし、ときとして「転移」というラベルは適切ではなく、過去の誰かに対する感情をセラピストに「転移」したのではない純粋な感情であった可能性もわかには排除できません。そのため、セラピスト側が「職能的」な理由で触れたのだと強調したとすると、そうした接触はクライアントにとって侵害や暴力として感じられてしまうこともあるわけです。もちろん、この反対の場合もあります。セラピストが「優しさ・友情…」を感じてクライアントにふれたのに対して、クライアントがそうした感情的な関与を嫌って、あるいはそうした関与に気がつかず、「職能的」に触れてきたのだと解釈するケースがこれに当たります。これは、セラピスト側からクライアントに対しての「逆転移」といった術語で表されるかもしれませんが、これもときには「(逆)転移」ということではなく、セラピストが相手に対して実際に「優しさ・友情…」を感じてということもあるわけです。セラピストは、こうした関係の諸相を経巡ることを通じて相手のことを学び、さらに、経験の中で得てきたこうした関係の構造を一段高いところから認識して(高次の自己言及的認識)、こうした関係のあり方そのものを道具的に用いるということにもなるでしょう。

なお、セラピストによる身体接触が、「職能的接触」の域を逸脱して、何らかの意識のないし無意識な感情(愛情、性的感情、攻撃、支配、服従など)から一方的に行われたものであった場合、そうした関わり方は、両者の関係の非対称性のゆえに、クライアントに対しての人権侵害

となりかねません。いわゆる、「セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）sexual harassment」に当たるような身体的接触や言動は、こうした一例として考えることができます。ただし、何らかの不均衡な力関係を背景にして、性的自由あるいは性的自決権を侵害するセクシャル・ハラスメントは、すでに民事裁判に至る法律上の事態となっており、「倫理」ということを超えたレベルでの問題となっています。また、セラピストによる身体接触が、クライアントに対する自らの支配力や地位を確認するためのものだったり、自らの技能の高さを誇示するために成されたときには、クライアントは単にそのための道具として利用されたに過ぎず、これも人権侵害にあたる心理的搾取と考えられます。

ところで、筆者らが「ボディラーニング(身体学習) body-learning」と呼んで展開しているレッスンにおいて体験してきたことは、「ふれること」「ふれられること」についてのこうした関係のあり方は、当然ながらレッスンの中で揺れ動き一つの関わり方だけに固定し続けるとは限らないことでした。すなわち、「こころとからだ」が一つのことである以上、セラピストが何気なく手を当てるといふ身体接触によっても、時々刻々、「職能的接触関係」や「ふれあい関係」や行き違い関係と呼び起こす、ということです。したがって、ふれることをめぐる多層的な「関係」について理論的および実践的な対処がなければ、「ふれること」「ふれられること」を基本とするボディーワークは、その有効性と倫理性を問われることになるでしょう。以下では、ボディラーニングおよびそれを前提とする舞踏ダンスメソッドを例にこうした問題への対処を考えていくことにします。

・「侵害しないこと」と安心感

安心感ということは、A.マスローが五段階動機理論(マスロー,A.,1954)の中で唱えた「安全欲求 safety need」と結びつく基本的な感覚だと考えられます。安全欲求は、生命を維持するために必要な「生理的欲求 physiological need」が充足されるとその次に現れる基本的欲求として位置づけられているため、人間的成長を目的とする心理療法としてのボディーワークならば、安全欲求を充足することは基本中の基本だといえるでしょう。このため、「ボディラーニング」(身体は体験を通じて自らを学んでいく...)という考え方を組み込んでいる「舞踏ダンスメソッド」の基本は、レッスンの場が安全な場であることを

保証しそれを実現することから始まります。その際、レッスンでの場面構成がクライアントにとって見通しがきき予測可能なものであることが安全欲求にとっては極めて重要なことであり、より高次の欲求が働き始めるための前提となるものです。

メソッドの三つの次元「からだあそび、リラクセーション、対峙」のうち、前の二つはいずれもレッスンの場が安心できる場であることを前提とするだけではなく、そうしたレッスン体験によってその場が安全で安らげる場であることを実感しつつ実現していくという自己強化的な構成になっています。例えば、「からだあそび」という次元では、参加者同士が楽しみながら行っていくレッスンが多く組まれており、身体的な発見による驚きとともに自分自身の中の子供的な部分が体験できるように構成されています。また、「リラクセーション」の次元では、心身緊張が緩和されるレベルのものから、「安らぎ」という「実存」レベルでのリラクセーション、そして、心身のリセットと呼べるような深いリラクセーション状態へ至るまでのプロセスを含む場として組み立てられています。もちろん、状況によってはこうした内容が常に全うされるわけではありませんが、このような理論的背景と実践方法を用意していることが実践場面では極めて有効に働くことを確かめてきています。

なお、グループレッスンについては「不参加の自由」を大前提としています。それは、参加・不参加の自己決定による選択の権利が侵害されないことを保証するとともに他の参加者達の参加・不参加の自由と権利を侵害しないことを実現するためにも必要とされます。「したくないことはしないで良いけれど、他の人の邪魔をしてはいけない」という基本ルールによって、お互いが守られていることが実現されるのです。もちろん、不参加の自由を認めることによって、レッスンの一元管理的な展開や進行が困難となり指導する側はそれなりに苦勞することになります。しかし、そうした場面構成の緩やかさによって「からだあそび」を主体的に楽しみながら体験することが可能となり、また、人前では緩みにくい心身緊張であっても緩和されて安らいでくることが期待できるのです。なお、「舞踏ダンスメソッド」の第三の次元である「対峙」忘れ去られ抑圧された自らの体験や記憶のかけらと出会い、あらたに生き直していく営みは、このような安全性と選択の自由を前提とすることによって初めて可能になると考えられるのです。

なお、レッスンの場では、第三者的に観察することを認めておらず一緒に参加してもらうことを基本としています。なぜならば、実際に参加して体験することと外側から観察された内容とはしばしば大きく食い違うこと、また、第三者による審判的な観察は参加者に警戒心を巻き起こすなどしてプロセスの展開が阻害される可能性があるためです。特に「対峙」次元でのレッスンに際しては、社会常識からは逸脱とみなされるような痙攣や硬直といった動きや姿勢が自然発生するため、こうしたメソッドを熟知していない第三者による誤解の可能性を排除するためにも必須の措置となっています。このようにして、参加者の体験が外部から「侵害」されないことも、場の安全性の重要な要素となっているのです。

・「義=ただしさ」の困難さと倫理

ボディーワークが身体や世界の「理(ただ)しさ」を纯粹に志向している限りにおいては、人と人との間に起きる事柄としての「倫理」にまつわる問題は原理的に存在しないと考えられます。しかし、ボディーワークにおける「関わる・指導する」といった二人称的ないし三人称的な関係の場では、関係における「ただしさ」というテーマが浮上してくるのです。ここで、人との関係の場におけるあり方やふるまいの「ただしさ」を、「人道にしたがうこと」「人となすべきこと」という意味で「義」の文字を用いて、「義(ただ)しさ」と書き分けることとします。

さて、一人一人はそれぞれ異なった履歴を経て生きてきています。したがって、場に居合わせた二者がその場における関係としての「義(ただ)しさ」をどのように認識し、そうした認識がどの程度合致しているのかが問題となってきます。ふるまいの「義(ただ)しさ」、そして、相互の「義(ただ)しさ」の対応性というテーマは、ボディーワークの場では単なる一般論としてではなく、一瞬のうちに現れ、現れては消える取り返しのない一刹那の問題として浮かび上がってきます。

ダンスセラピーのあるセッションに参加していたときのことでした。何人かの参加者が歩いたり踊り始めたりしています。明るそうな雰囲気の中にありながら私には何か違和感があって動けず、身体は徐々に立ちつくしていきます。参加していたダンスセラピストの一人が私の近く

まで漂ってきてスーッと手を差しのべますが、それでも固まっていく私の姿を見て、静かに手を引き戻し小さな波をつくって送ってくれました。距離をとってしてくれたおかげで安心した私は、その波につられてからだが少し揺らぎ始めたとき、中年の女性の参加者が急に私に手を差しのべてきました。そうした唐突さにおびえ、不安に駆られた私は退いて、後ろにあったイスに腰掛けてしまいました。しかし、その女性はなぜか後ろ向きのまま徐々に私の方に近寄ってきて...急に振り返って私の腕をグイとつかんだのです。「...一緒に踊ろうよ」とでも言いたげに迫ってきました。恐怖と怒りに駆られた私はふいにその人を全力で突き飛ばしていました。周りからは引きつった小さな笑い声が聞こえました。

すべて、その刹那その刹那の出来事です。他者とどのように対していくべきなのか。ふるまいの「義(ただ)しさ」についてのそれぞれの思いは、現実には起きる行き違いとすれ違いの中で翻弄されていきます。人との関わりの中で生きている私たちにとって、「ふれること」「ふれられること」そして「ふれられないこと」は決して解決され尽くすことのない瞬間瞬間の課題として目の前にあります。

ボディーワークが「職能的身体接触」のみで十分であるのならば、指導する側は自らのそうした「役割人格」を前面に押し出すだけで良いのかもしれませんが。そして、身体的な技法や手技をひたすら高めていけば良いのかもしれませんが。しかし、そうした「職能的接触」という関わりにしても、金銭を媒介とした身体的技法の専門家によるサービス需給という役割関係から、身体的「正しさ」あるいは「理(ただ)しさ」を追求する学術的同志へ至る幅を持ちます。また、ここるところが「ふれあう」という関係では、そうした役割的なあり方の枠組を乗り越えて、人としての自らのあり方がその刹那に問われていきます。そのとき「私」はどうするのが「義(ただ)しい」ことなのか、どのような関係が「義(ただ)しい」あり方なのか。そして、それは役割として「義(ただ)しさ」のかそれとも人としての「義(ただ)しさ」のか。こうした問いを自らに問いかけつつボディーワークを指導するという場に立つこと、そうした態度と覚悟と誠実さの中にボディーワークにおける「倫理」ということが根ざすのだと考えられるのです。

W.パーロウ(1989)『アレクサンダー・テクニーク』(伊東博訳)誠信書房
D.キャプラン(2000)『アレクサンダー・テクニークにできること』(芳野香・和田実恵子訳)誠信書房
伊東博(1983)『ニュー・カウンセリング』誠信書房
伊東博(1999)『身心一如のニュー・カウンセリング』誠信書房
葛西俊治(1991)「身体の脱社会化と舞踏」北海道工業大学研究紀要 No.19,217-224
葛西俊治(1992)「脱社会化身体」北海道工業大学研究紀要,, No.20,265-273
葛西俊治(1994)「腕の脱力における心理学的方略」人間性心理学研究, Vol.12, No.2,212-219
葛西俊治 & Zaluchyonova,E.A(1996a)「腕の脱力の困難さに関する実験的研究」人間性心理学研究、Vol.14, No.2,195-202
葛西俊治(1996b)「腕の脱力の困難さについての再確認」催眠学研究, Vol.41, No.1-2,34-40
Kasai,T. (1999) A Butoh Dance Method for Psychosomatic Exploration Memoirs of Hokkaido Insititute Technology, No.27,309-316
Kasai,T. (2000) A Note on Butoh Body Memoirs of Hokkaido Insititute Technology, No.28,353-360
Kasai,T and Takeuchi,M (2001) Mind-Body Learning by Butoh Dance Method Proceedings of 36th Annual Conference of American Dance Therapy Association (CD-ROM)
葛西俊治(2002a)「腕の脱力をめぐる体験の構造について」日本人間性心理学会第21回大会発表論文集、58-59
葛西俊治(2002b)『行動をソフトに科学する 行動変容ことはじめ』青山社
葛西俊治・竹内実花(2002)「心身セラピーとし

ての舞踏ダンスメソッド」ダンスセラピー研究,Vol.2,No.1,1-8
Kasai,T and K.Parsons (2003) Perception in Butoh Dance Memoirs of Hokkaido Insititute Technology, No.28,(in press)
A.ローウェン・L.ローウェン(1985)『バイオエナジェティックス 心身の健康体操』(石川中・野田雄三訳)思索社
A.ローエン(1994)『バイオエナジェティックス 原理と実践』(管靖彦・国永史子訳)春秋社
Maslow,A.H(1954) Motivation and Personality A.マスロー (1971)『人間性の心理学』(小口忠彦監訳)産業能率大学出版部
野口三千三(1972)『原初生命体としての人間』三笠書房
野口三千三(1977)『野口体操 からだに貞く』柏樹社
N.ロジャーズ(2000)『表現アートセラピー』(小野京子・坂田裕子訳)誠信書房
竹内敏晴(1975)『ことばが劈かれるとき』思想の科学社
竹内敏晴(1990)『「からだ」と「ことば」のレッスン』講談社現代新書

注

1)海外でのワークショップの多くは舞踏家竹内実花氏との共同指導によるものです。1999年以降、精神科デイケアにおいて毎週2時間の「ダンスセラピー」プログラム指導、2002年からは他の精神科デイケアにおいて毎週1時間の「リラクゼーション」プログラムを指導中。

脚注)

本稿の執筆に際して舞踏家竹内実花氏の協力を得ました。記して感謝の意を表します。